

お知らせ



歯周病検診の受診はお済みですか？

対象者は早めに受診ください

図 健康福祉課 健康推進係 ☎65・0001

歯周病とは、歯と歯ぐきの間に繁殖する細菌に感染し、歯の周りに炎症が起こる病気で、歯を失う大きな原因となっています。歯周病で歯を失うと、からだ全体に大きな影響を与えてしまうため、予防と早期発見、治療をすることが大切です。

検診の対象の方には令和3年5月に案内通知を送付しています。

令和3年度対象者に該当する方で、「まだ検診を受けていない」という方はお早めに受診ください。

【受診券の有効期限】令和4年3月31日(木)まで

令和3年度対象者

40 歳	昭和 56 年 4 月 2 日～ 昭和 57 年 4 月 1 日生
50 歳	昭和 46 年 4 月 2 日～ 昭和 47 年 4 月 1 日生
60 歳	昭和 36 年 4 月 2 日～ 昭和 37 年 4 月 1 日生
70 歳	昭和 26 年 4 月 2 日～ 昭和 27 年 4 月 1 日生

補助金



結婚新生活を始めるための費用を助成します

桂川町結婚新生活支援事業

図 企画財政課 企画広報係 ☎65・1085

桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃引越し費用について、1世帯あたり最大で30万円を補助します。(夫婦ともに29歳以下は最大60万円)

【対象】

○令和3年3月6日～令和4年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理されること。

※令和4年3月以降は次年度事業対象予定。

○夫婦がともに桂川町に住民登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること。

○申請日から2年以上継続して居住する意思があること。

○夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。

○夫婦の所得の合計額が400万円未満であること。

○過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと。

※その他にも条件があります。

【申請期間】令和3年6月11日～令和4年3月4日
【助成額】1世帯当たり上限30万円(ただし夫婦ともに29歳以下は上限60万円)

※予算額に達した時点で受付を終了します。詳細については、「桂川町結婚新生活支援事業」で検索の上、HPをご覧ください。

【会計年度任用職員登録者募集内容】

申込期間	令和4年1月4日(火)～令和4年1月31日(月) 8時30分～17時15分まで
応募方法	所定の申込書に必要な事項を記入のうえ、写真を貼って総務課へ提出してください
職種	事務補助・調理員・土木作業員など
その他	申込書は、総務課で配布又はホームページをご覧ください

※委託職員(施設管理人・バス運転手等)も募集しております。

募集



令和4年度 会計年度任用職員登録者募集

令和4年度会計年度任用職員募集

図 総務課 人事電算係 ☎65・1100

令和4年度に任用する「会計年度任用職員」の登録者を募集します。任用は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の範囲となり、登録された方から選考を経たうえで任用します。登録された方が必ず任用されるものではありません。